

第29回大中遺跡まつり 古代村市場 出店者募集要項

1 はじめに

出店者の皆様は、大中遺跡まつりを支える一員として、すべての来場者にご満足いただけるよう安全衛生及びサービス・モラルなど徹底くださるようお願いいたします。

なお、出店条件などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。その際、すみやかに改善してください。

2 古代村市場 開催日時等

日 時	令和元年11月2日(土) 午前9時30分～午後4時	※雨天決行
	※大中遺跡まつり開催時間 午前9時～午後4時	
場 所	大中遺跡公園(播磨大中国古代の村)	
主 催	大中遺跡まつり実行委員会	
想定来場者数	31,000人	
出店募集数	40店舗	
出 店 料	10,000円(食品ブースは+3,000円)	
出 店 品 目	2品目まで ※ただし加工を必要としないものについては品目制限に含めない	
申 込 期 限	<u>令和元年8月14日(水)</u> 必着	
申 込 結 果	応募多数の場合は、実行委員会において審査・抽選し、結果を個別に通知します。	

3 申込み資格

- ① 播磨町内に事業所・住所を有する法人・個人に限る。
- ② 出店申込者は、申込時に満20歳以上の者に限る。
- ③ 露店営業の許可を持つ者は、露店営業許可証に記載されている氏名が出店申込者の氏名と同じであること。
- ④ 大中遺跡まつり開催趣旨に賛同し、募集要項、誓約事項を順守できる者
- ⑤ 兵庫県及び播磨町暴力団排除条例に違反しない者
※警察の指導により、所轄警察署への出店届け出が必要となりますので、運転免許証等の顔写真付き身分証明書の写しを提出していただく必要があります。
- ⑥ 1出店者につき1ブースに限る。(複数申込みがあっても1件のみとして扱います。)
- ⑦ 1住所につき1ブースに限る。
- ⑧ 食品関係業者の方については、兵庫県の管轄する健康福祉事務所(保健所)の営業許可証(露店)が必要であり、申込みの際に写しの提出も必須とする。補助従事者が許可を受けている場合も提出すること。

4 申込みから出店までの詳細

申込資格の確認	播磨町内に事業所を有する法人又は播磨町内に住所を有する個人の方のみ申込資格を有します。 ※出店申込み後、事業所又は住所の変更があり、申込資格を有しなくなった場合は、申込み又は出店を無効とします。
応募申込み	申込み期間 令和元年8月14日(水)必着

	<p>申込み方法 【様式1】出店登録申請書を記入し、露店営業の許可証をお持ちの方は、写しも添付、郵送またはFAX送信</p> <p>申込み先 大中遺跡まつり実行委員会 事務局 〒675-0142 加古郡播磨町大中1-1-2 播磨町郷土資料館内 FAX 079-436-0135</p>						
<p>出店者説明会</p>	<p>日時 令和元年8月21日(水) 16:00 ~</p> <p>場所 播磨町役場 101会議室 播磨町東本荘1-5-30</p> <p>(1) 出店申込者本人が出席してください。</p> <p>(2) 指定された期日にどうしても出席できない場合、家族や従業員等の事情に詳しい方を代理人として出席させることができます。代理人が出席する場合は【様式6】代理人申請書を受付時に提出してください。</p> <p>(3) 次の書類をご持参ください。</p> <p>① 【様式2】出店計画書</p> <p>② 【様式3】誓約書(以下の3点のうちいずれか1点本人確認書類の写しを必ず貼付すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人の <ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○個人番号(マイナンバー)カード ○住民基本台帳カード(写真付) <p>※上記3点のうちいずれも所持していない場合、下記を添付すること</p> <table border="1" data-bbox="512 1312 1310 1509"> <tr> <td style="text-align: center;">必須</td> <td>住民票(発行1カ月以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">上記に加え いずれか1点</td> <td>パスポート(旅券)</td> </tr> <tr> <td>健康保険証 + 顔写真</td> </tr> <tr> <td>年金手帳 + 顔写真</td> </tr> </table> <p>③登記事項証明書(発行3カ月以内・写し可) ※法人の場合のみ</p> <p>※提出された書類は返却しません。なお、出店手続き以外の目的には使用しません。提出書類において不備または虚偽の記載があった場合には、申込み無効とします。なお、規定の出店店舗数に到達しない場合、主催者は必要な措置を講じる場合があります。</p> <p>※いかなる理由があっても、出店登録申請書等の記載内容と本人確認書類の内容が異なる場合は申込みできません。</p>	必須	住民票(発行1カ月以内)	上記に加え いずれか1点	パスポート(旅券)	健康保険証 + 顔写真	年金手帳 + 顔写真
必須	住民票(発行1カ月以内)						
上記に加え いずれか1点	パスポート(旅券)						
	健康保険証 + 顔写真						
	年金手帳 + 顔写真						

5 搬入・搬出

- ① 搬入 午前7時～午前9時（午前9時までに車を会場外へ移動）
- ② 搬出 午後4時以降（来場者の状況により遅くなる場合があります）
 - ※1) 「通行許可証」をフロントガラスに必ず提示してください。（コピー厳禁）
 - ※2) 会場内の制限速度は、20km/h以下とします。
 - ※3) 搬入・搬出時に生じた事故等に関して主催者は一切の責任を負いません。

6 提供設備

- ① 照明・コンセントの電気設備は主催者で設置します。（発電機は使用不可）
- ② 1店につき1500Wの電力を供給します。
- ③ 「机②・いす④」までは無料提供が可能です。それ以上は有料となります。
 - ※追加の机・いすは、1脚につき500円です。（不正使用は倍額を徴収します。）
- ④ 食品販売ブースは三方幕の費用として、1ブースにつき3000円必要です。

7 出店者の義務と責任

- ① 適切な服装とマナーで接客してください。
- ② いかなる理由であっても、主催者に提出した出店従事者一覧に記載のない者を出店に従事させることはできません。
- ③ 出店に際して生じたトラブルは、出店者の責任において対応してください。
- ④ 主催者、健康福祉事務所（保健所）、警察、消防などより指導があった場合は、それに従ってください。
- ⑤ 商品等の管理は、出店者各自が責任を持って行い、盗難、紛失、火災、損傷、事故、気象災害等に対して主催者はその損害を補償しません。
- ⑥ エアガン等の危険な玩具やトレーディングカード等の不適切な商品の販売は不可とします。

8 環境・衛生

- ① 手指・器具の洗浄や食材の管理等衛生面に留意し、食中毒等の予防に万全を期してください。
- ② 食品の取り扱い品目は、健康福祉事務所へ届け出て許可された品目に限ります。
- ③ ブースで出た廃油やゴミは、**必ず出店者が持ち帰ってください。**
- ④ 終了後は、ブース内及び周囲の清掃を行ってください。
- ⑤ 植物を販売する場合、必ずビニール袋等で包んでください。（資料館、考古博物館に有害な虫の侵入と発生を防ぐため）

9 火気器具の使用

- ① 加古川市火災予防条例を順守してください。
- ② ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- ③ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう固定してください。また火気とは2m以上離して管理してください。
- ④ カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があります。使用にあっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをしてください。
- ⑤ **必ず消火器を1台設置してください。**（業務用消火器のみ可。住宅用消火器は不可）

10 暴力団の排除

- ① 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例を順守してください。
- ② 自己または自社の役員・関係者等が、次のいずれにも該当しないことが出店の条件です。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - ・暴力団員と生計を同一とする者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ③ 主催者以外から出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに主催者及び警察に届け出てください。

11 禁止事項

- ① 指定場所以外での喫煙（出店ブース内は禁煙です。）
- ② 公園内の樹木、設備等を傷つけたり破損したりする行為
- ③ 拡声器、マイクなどによる宣伝
- ④ その他、主催者が不適切と認めること

12 その他

- ・当日は主催者のオフィシャルカメラ及び主催者が取材受付をした記者等が各ブースの撮影・取材を行う場合があります。撮影は出店者の許可なく行うことがありますので予めご了承ください。
- ・いかなる理由であっても、主催者は営業に関する補償を行いません。
- ・本要項にないことは、大中遺跡まつり実行委員会事務局（播磨町郷土資料館内）へ問い合わせの上、ご確認願います。

【問い合わせ先】

大中遺跡まつり実行委員会
事務局（播磨町郷土資料館）

TEL：079-435-5000

FAX：079-436-0135

E-mail：siryoukan@town.harima.lg.jp